

－ EU の男女別保険料設定禁止規制(ジェンダー規制) －

～ 概要とイギリス自動車保険市場への影響 ～

1. はじめに

EU 域内では、男女別保険料の設定を禁止するいわゆるジェンダー規制が 2012 年 12 月 21 日から導入された。本号では、男女別保険料設定禁止に至る経緯を簡単に説明した上で、イギリスにおける適用範囲をめぐる議論について触れる。損害保険の分野では、自動車保険が最も大きな影響を受けると考えられている。EU 主要国の中では、特に、イギリスの自動車保険料の男女差が大きい。そのため、イギリスでは、男女別保険料設定禁止により、保険料にどのような影響が現れるのかといった点に関心が集まっている。本号では、導入前後のイギリスの動向についても簡単に紹介する。

2. 男女別保険料率設定禁止に至る経緯

(1) 2004 年 EU 指令 (ジェンダー指令)

EU 基本権憲章には、性差別を禁止し、すべての分野において男女間の平等をはかるという男女均等原則が定められている。EU はこの原則に基づき、財・サービスの入手・提供に関する男女均等原則について 2004 年 12 月 31 日理事会指令 (2004/113/EC、ジェンダー指令) を制定している。

ジェンダー指令第 5 条第 1 項は、2007 年 12 月 21 日以降に契約する保険を含む全金融商品において、保険料や給付金を算定する要素に性別を使用することを禁じている。しかし、ジェンダー指令第 5 条第 2 項として免除規定が設けられ、保険数理的および統計上のデータが男女別保険料等を正当化する場合、加盟国は、欧州委員会への報告と定期的な情報開示を条件に、保険料等に差を設けることを認められていた。多くの加盟国がこの免除規定を適用し、国内の保険会社に対し男女別の保険料設定を認めていた。

(2) EU 司法裁判所による免除規定無効の判決

ところが、ベルギーの消費者協会がこの免除規定に異議を唱え、ベルギー憲法裁判所に提訴した。ベルギー憲法裁判所は、訴えにつき EU 法の解釈の問題とし、EU 司法裁判所に先決裁定を求めた¹。これに対し、2011 年 3 月、EU 司法裁判所は、免除規定は無効との判断を示し、2012 年 12 月 21 日より適用するとの判決を下した。EU 司法裁判所の判決は最終決定であり上訴はできない。これにより、EU 域内においては 2012 年 12 月 21 日以降、男女別の保険料設定が禁止されることとなった。

3. イギリスにおける適用範囲をめぐる議論

2011 年 12 月には、欧州委員会から男女別保険料設定禁止の適用に関するガイドライン (以下、「ガイドライン」) が示された²。イギリスでは、性別、人種、障害など広範な領域での均等待遇を規定している 2010 年平等法の省令改正によって男女別保険料設定禁止規制の導入が図られることとなった。イギリス国内への適用において問題となったのは、欧州委員会のガイドラインとイギリス国内法における「新規契約」の概念とが異なっていたことである。

ガイドラインでは、自動更改規定が付いた保険契約については、規制導入後に更改を迎えた契約であっても、規制を適用すべき新規契約とはみなされず、規制導入前からの既存契約として取り扱われることが明記されている³。これに対して、イギリスの国内法では、自動更改規定が付いた保険契約は、更改時点で新規の契約が締結されたこととして取り扱われる⁴。したがって、自動更改規定付き保険契約は、ガイドラインに基づくと規制の適用を受けず、イギリスの国内法に基づくと規制の適用を受けることになってしまう。

イギリス国内への規制の適用を所管しているイギリス財務省が、2011 年 12 月に公表したコンサルテーシ

ジョン・ペーパーでは、適用対象となる保険契約は規制導入後の新規契約のみと定義していたことから⁵、自動更改規定付き保険契約については、ガイドラインが適用されるのか、イギリスの国内法が適用されるのか不明確であるとして、多くのコメントが寄せられた。

これに対して、イギリス財務省は、コンサルテーション・ペーパーに寄せられたコメントへの政府の立場を明らかにする文書を2012年7月に公表した⁶。この文書においてイギリス財務省は、この問題は「最終的には裁判所が判断すべき問題であり」、政府として明確な定義を示すことはない、との立場を表明している。そして、イギリス財務省は、欧州委員会が加盟国の国内法との間に不整合が生ずる可能性があることをあらかじめ予想してガイドラインを作成しているとし、ガイドラインは「法律ではない」ため、加盟国としてガイドラインのすべてに従う必要はないとする。その上で、イギリス財務省は、「自動更改（automatic renewals）については、イギリス国内法に基づいて解釈したほうがガイドラインに基づいて解釈するよりもジェンダー中立的なプライシングを消費者にもたらすだろう」と指摘し、「自動更改に関しては、イギリス国内法に基づいて解釈することが、（保険会社にとって）よりリスク回避的なアプローチとなり、将来における訴訟リスクの最小化にも役立つであろう」との見解を示している。

このように、イギリス財務省は、新規契約の定義を明確にはしていないものの、イギリス国内法に基づく解釈、つまり、自動更改規定の付いた保険契約については更改時点で新規契約とみなすとの解釈を支持する立場を表明している。しかし、最後に「保険会社は、自身の保険契約に関する個別の状況を踏まえて、弁護士の見解を得ておくべきである」と結んでおり、どのような解釈を採り実務に適用するかは、保険会社の自己責任であることを強調している。

4. 導入前後のイギリス保険業界の動向

ここでは、損害保険分野では最も影響が大きいと考えられている自動車保険に関して、特に、イギリスの保険業界の動向について見ておく。まず、イギリスの自動車保険における男女別の保険料の差がどの程度のものかについて、EU主要国との比較を含めて見ておく。2011年、コンサルティング会社Oxeraは、ドイツ保険協会（GDV）の委託を受けて、EU主要国の保険料比較サイトのデータを用いた調査・分析を実施している。《図表1》は、20歳、40歳のそれぞれの年齢において、男性の保険料が女性の保険料より何%高くなっているかを示したものである。《図表1》を見ると、EU主要国（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン）の中でも、男女の保険料差の大小には違いが見られる。イギリスは、20歳の男女の保険料差（男性の保険料が女性より60%高い）が主要国の中では最も大きく、40歳の男女の保険料差（同12%高い）もスペインの次に大きくなっている。イギリスは、EU主要国の中でも男女別保険料設定禁止の影響が大きく出る国ということになる。

規制の導入が迫ると、自動車保険に関して、女性の保険料がどの程度引き上げられるかに関心が集まった。イギリスの経済紙Financial Timesは、「女性は保険に対して行動することが求められている」との見出しの記事を2012年11月30日（電子版）に掲載している⁷。この記事では、調査会社Consumer Intelligenceの調査結果として、女性の保険料は10%以上の引き上げになると報じている。

《図表1》20歳、40歳の自動車保険料の男女差（単位：%）

	20歳	40歳
イギリス	60	12
フランス	20	0
ドイツ	19	0
イタリア	30	0
スペイン	41	18

（注）男性の保険料が女性の保険料より何%高いかを示している。

（出典）Oxera, “The impact of a ban on the use of gender in insurance”, Dec. 7, 2011 より作成。

2012年12月18日付イギリスの保険専門誌 Post（電子版）は、ブローカーの業界団体である BIBA の調査結果を掲載している⁸。掲載された BIBA の調査によると、若年層の女性は15～38%の引き上げ、反対に、若年層の男性は平均して8%の保険料の引き下げを予想している。

現時点では、導入後間もないこともあり今しばらく状況を見ないと保険料への影響度合いは明確には分からないとする見解が多い。ただし、2012年に入ってから、過去2年間の自動車保険料の急激な上昇に歯止めがかかる方向にあり、これが、規制に伴う女性の保険料の引き上げを緩和するのではないかとの見方も示されている⁹。

また、保険料率の決定要素として、契約者の運転リスクを反映する新たな要素を付加するなど、保険料率の算出基準の見直しが図られていくだろうとの予想もある。そうした動きの中で、実際の運転状況をモニタリングできるテレマティクスの活用が急速に進むのではないかとの指摘もなされている¹⁰。

《BOX》「女性専門」保険会社の戦略

自動車保険のリスク細分化が進み、大手保険会社であっても対象とする顧客層を絞り込むターゲティング戦略を採用しているイギリスでは、高齢層、ハイリスク層といった特定の層をターゲットとする保険会社が多く存在する。Sheilas' Wheels は、女性に特化した自動車保険の引受を行う会社として知られている。同社は、規制の導入が間近に迫った2012年10月10日、Post（電子版）のインタビューに対して、従来どおり女性にターゲットを当てたイメージ戦略を継続し、女性にアピールするサービスを提供していくことを表明していた¹¹。規制導入後、同社のホームページのトップには、“Insurance designed with women in mind!”（女性に配慮してデザインされた保険）とのキャッチコピーが置かれている¹²。そして、自社の自動車保険の特徴として、「ハンドバックについて300ポンドまで補償」、「女性に優しい修理サービス」などと謳っている。

5. さいごに

規制導入後、イギリスのアグリゲーター（保険料比較サイト）は、女性用の自動車保険料見積もり機能を設け、この機能を利用すれば男女別保険料率設定禁止規制導入後も女性にとって有利な保険を見つけることが可能と謳っている¹³。自動車保険のリスク細分化が進み、それぞれの保険会社によりプライシング戦略が異なるイギリスでは、今回の規制導入をプライシング戦略の一環として取り込もうとの動きも見られる。保険を含む金融サービスにおいては、規制の導入がイノベーションの引き金になることもある。テレマティクスの活用が本当に進むのかなど、今後の動向にも注目したい。

【主任研究員 久司 敏史】

¹ 先決裁定とは、EU法の解釈に疑義がある場合などに、加盟国の国内裁判所が先決問題として、EUの司法裁判所に裁定判断を求めることをいう。

² EUROPEAN COMMISSION, “Guidelines on the application of Council Directive 2004/113/EC to insurance, in the light of the judgment of the Court of Justice of the European Union in Case C-236/09 (Test-Achats)”, Dec. 22, 2011 <http://ec.europa.eu/justice/gender-equality/files/com_2011_9497_en.pdf>

³ Ibid.

⁴ Andrew McGee, “The Modern Law of Insurance 3rd Ed.”, LexisNexis, 2011, pp143-144.

⁵ HM Treasury, “UK response to the 1 March European Court of Justice ruling that insurance benefits and premiums after 21 December 2012 should be gender-neutral”, Dec. 2011 (visited Feb. 27, 2013)

< http://www.hm-treasury.gov.uk/d/condoc_insurance_benefits_and_premiums.pdf >.

⁶ HM Treasury, “*UK response to the 1 March European Court of Justice ruling that insurance benefits and premiums after 21 December 2012 should be gender-neutral: Government response*”, Jul. 2012 (visited Feb. 27, 2013) < http://www.hm-treasury.gov.uk/d/condoc_responses_insurance_benefits_and_premiums.pdf >.

⁷ Financial Times, “*Women urged to act on insurance*”, Nov. 30, 2012 (visited Feb. 27, 2013) < <http://www.ft.com/cms/s/0/6822b814-3a1c-11e2-a00d-00144feabdc0.html#axzz2I2Sdv9xI> >.

⁸ Post online, “*Gender Directive to push up female motor premiums by 38%*”, Dec. 18, 2012 (visited Feb. 27, 2013) < <http://www.postonline.co.uk/post/news/2232853/gender-directive-to-push-up-female-motor-premiums-by-38> >.

⁹ Post online, “*Gender Directive: The Sex Factor*”, Jan. 29, 2013 (visited Feb. 27, 2013) < <http://www.postonline.co.uk/post/feature/2238517/gender-directive-the-sex-factor> >.

¹⁰ *Ibid.*

¹¹ Post online, “*Sheilas’ Wheels unveils gender-neutral pricing strategy*”, Dec. 10, 2012 (visited Feb. 27, 2013) < <http://www.postonline.co.uk/post/news/2215955/sheilas-wheels-unveils-genderneutral-pricing-strategy> >.

¹² Sheilas’ Wheels のホームページ (visited Feb. 27, 2013) < <http://www.sheilaswheels.com/> >。

¹³ たとえば、大手アグリゲーターConfused.com のホームページ (visited Feb 27, 2013)

< <http://www.confused.com/car-insurance/women> >。